

3 米国関税措置に対する対応について

県制度融資の経営安定資金（環境変動分）の融資対象に、米国の関税措置による影響を受けた中小企業を指定

- ・米国の関税引上げにより影響を受けた中小企業者に対し、過去1か月間の売上等の減少で融資が可能となり、より迅速に資金繰りを支援
- ・保証料の3分の1を補助し、中小企業の負担を軽減

※指定期間：4月25日～当面の間

	融資対象者	融資限度額	融資利率	保証料率	保証料補給
経営安定資金 (環境変動分)	最近1か月の売上高または利益率が前年同月比較で <u>10%以上減少</u> 、かつ、その後2か月の売上高または利益率が前年同期比で <u>10%以上減少見込み</u> の中小企業者	8,000 万円	1.50% 以下	0.35~ 1.70%	3分の1 補給
【参考】 経営安定資金 (通常分)	最近3か月間の売上高または利益率が前年または2年前の同月比較3%以上減少している中小企業者				なし